



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月1日金曜日 第2280号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則..... 582

告 示

- 自衛官候補生の募集..... 583
- 自衛官候補生の採用試験..... 583
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）..... 584
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 586
- 加入区の設定（養殖共済）..... 586
- 漁業の免許..... 586
- 基本測量の実施の通知（2件）..... 586
- 介護員養成研修事業者の指定..... 587
- 指定道路の指定..... 587
- 道路の供用開始（県道桜井山路線）..... 587
- 市営土地改良事業の計画の変更等の同意（2件）..... 587
- 開発行為に関する工事の完了..... 587
- 道路の区域変更（県道猪伏西谷線外）..... 587
- 道路の供用開始（県道猪伏西谷線外）..... 588

- 土地改良区の定款変更の認可..... 588
- 道路の区域変更（県道蔵川大谷線）..... 588
- 道路の区域変更（一般国道197号）..... 588
- 道路の区域変更（一般国道197号）..... 589
- 道路の供用開始（ " ）..... 589

公 告

- 平成22年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表... 589
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 590
- 生産事業者講習会の開催..... 590

選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... 590

正 誤

- 平成23年6月17日付け第2276号目次中..... 591
- 平成23年6月17日付け第2276号愛媛県告示第792号（市営土地改良事業の施行の同意）..... 591
- 平成23年6月17日付け第2276号愛媛県告示第793号（市営土地改良事業の施行の同意）..... 591

規 則

○愛媛県規則第32号

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則（平成21年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（自主回収の着手又は終了の報告）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、経路すべき機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機関を経由すれば足りる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収理由</th> <th>機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、<u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）又は米穀等の取引等に</u> <u>係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）</u>の規定に違反し、又は違</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	回収理由	機関	省略		農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、 <u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）又は米穀等の取引等に</u> <u>係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）</u> の規定に違反し、又は違	省略	<p>（自主回収の着手又は終了の報告）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、経路すべき機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機関を経由すれば足りる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収理由</th> <th>機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）<u>又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）</u> _____の規定に違反し、又は違</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	回収理由	機関	省略		農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号） <u>又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）</u> _____の規定に違反し、又は違	省略
回収理由	機関												
省略													
農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、 <u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）又は米穀等の取引等に</u> <u>係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）</u> の規定に違反し、又は違	省略												
回収理由	機関												
省略													
農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号） <u>又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）</u> _____の規定に違反し、又は違	省略												

反するおそれがあること。

省略

様式第1号(第2条、様式第2号関係) 自主回収着手報告書

(表) 省略

(裏)

省略

注1~4 省略

5 「回収方法等」欄は、回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。

6 「回収理由」欄は愛媛県食の安全安心推進条例施行規則(平成21年愛媛県規則第23号)第2条第4項の表回収理由の欄に規定する法律

のうち、該当する法律を全て記載し、当該法律に違反し、又は違反するおそれがある内容を記載すること。

7・8 省略

反するおそれがあること。

省略

様式第1号(第2条、様式第2号関係) 自主回収着手報告書

(表) 省略

(裏)

省略

注1~4 省略

5 「回収方法等」欄は、回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。

6 「回収理由」欄は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)及び薬事法(昭和35年法律第145号)並びに計量法(平成4年法律第51号)のうち、該当する法律をすべて記載し、当該法律に違反し、又は違反するおそれがある内容を記載すること。

7・8 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第841号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 男子(平成23年度3・4月採用分)
平成23年8月1日(月)から
9月9日(金)まで
- 2 女子(平成23年度3・4月採用分)
平成23年8月1日(月)から
9月9日(金)まで

○愛媛県告示第842号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成23年9月17日(土)	新居浜市八雲町7番1号	新居浜工業高等専門学校	新居浜市、西条市及び四国中央市
	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市文京町4番地2	松山大学	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲690番地1	大洲市役所	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡

	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
(女子) 平成23年9月25日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第843号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13番5号	大規模小売店舗の所在地	松山市天山町273番地	松山市天山一丁目13番5号	平成12年2月28日	平成23年6月23日
		大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	有限会社加藤勤業 松山市天山町273番地 代表取締役 加藤 哲朗	有限会社加藤勤業 松山市天山一丁目6番25号 代表取締役 加藤 豊子	平成22年8月20日外	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第844号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前8時	平成23年7月1日	平成23年6月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時30分まで	午前7時30分から午後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振

興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第845号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町 8 番 8 号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社ほか64者	イオンリテール株式会社ほか68者	平成23年 4月22日 外	平成23年 6月23日
		大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区 中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 村上 教行	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区 中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 岡崎 双一	平成23年 5月11日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第846号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町 8 番 8 号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前 9 時	午前 8 時	平成23年 7月 1日	平成23年 6月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時30分から午後 11時30分まで	午前 7 時30分から午後 11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第847号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市菊間町川上、松尾、池原及び浜地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・歌仙地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年7月4日から平成23年8月1日まで

3 縦覧場所

今治市役所菊間支所

より、一定の水域を次のように定める。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中村時広

1 かき養殖業

加入区の名称	区	域
燧灘第9加入区	燧特区第113号漁業権漁場の区域	

2 1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名称	区	域
宇和海第245加入区	宇区第259号漁業権漁場の区域	

○愛媛県告示第848号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定に

○愛媛県告示第849号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成23年7月1日次のように区画漁業を免許した。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中村時広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇区第259号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合 外8名	平成23年4月1日付け愛媛県告示第457号のとおり	平成23年7月1日から平成26年3月31日まで
燧特区第112号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合	〃	〃
燧特区第113号	〃 〃	〃	〃
宇特区第392号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	〃	〃
宇特区第393号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第850号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年7月1日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間 平成23年8月17日から

平成24年2月28日まで

3 作業地域 西条市、上島町

○愛媛県告示第851号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通

知があった。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（重点地域高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成23年 8月 1日から
平成24年 2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、愛南町

○愛媛県告示第852号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成23年 7月 1日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
社会福祉法人 香南会	高知県香南市赤岡町11番地 1	訪問介護に関する2級課程	平成23年 6月22日

○愛媛県告示第853号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年 7月 1日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成23年 6月22日
- 3 指定道路の位置
四国中央市妻島町字五反地164番 4、165番 7、163番 2 地先農道及び165番 7 地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 36.98メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市国分 6 丁目甲566番 4 から 同市国分 6 丁目甲426番 6 まで	平成23年 7月 1日

○愛媛県告示第855号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・睦月地区）の計画の変更に平成23年 5月11日同意した。

平成23年 7月 1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第856号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・睦月地区）の計画の変更に平成23年 5月11日同意した。

平成23年 7月 1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第857号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 7月 1日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第11号 平成23年 6月22日	伊予郡松前町大字上高柳字新田582番15	松山市中村四丁目 6 番25号 西 岡 敏 浩

○愛媛県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9799番地先から 同字高野9819番地先まで	旧	メートル 4.0～6.7	キロメートル 0.177	
		上浮穴郡久万高原町西谷字高野9799番から 同字高野9863番3まで	新	8.0～27.0	0.183	
"	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4450番2地先から 同町日野浦4453番6地先まで	旧	5.0～11.8	0.092	
		上浮穴郡久万高原町日野浦4450番2から 同町日野浦4453番6まで	新	10.8～19.6	0.106	
"	"	上浮穴郡久万高原町日野浦4612番3地先から 同町日野浦4609番2地先まで	旧	5.8～17.4	0.193	
		上浮穴郡久万高原町日野浦4612番3から 同町日野浦4609番2まで	新	13.1～38.4	0.161	

○愛媛県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9799番から 同字高野9863番3まで	平成23年 7月 1日
"	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4450番2から 同町日野浦4453番6まで	"
"	"	上浮穴郡久万高原町日野浦4612番3から 同町日野浦4609番2まで	"

○愛媛県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津島町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 7月 1日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷3155番2地先から 同町大谷3160番5まで	旧	メートル 4.0～10.0	キロメートル 0.062	
			新	5.5～14.0	0.062	

○愛媛県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4285番 1	旧	メートル 10.0～11.0	キロメートル 0.018	
			新	11.5～12.6	0.018	
"	"	大洲市肱川町宇和川4292番 2 から 同町宇和川4326番 1 まで	旧	11.2～17.2	0.124	
			新	13.0～20.0	0.124	
"	"	大洲市肱川町宇和川4327番から 同町宇和川4332番 2 まで	旧	9.0～14.0	0.078	
			新	9.2～14.0	0.078	
"	"	大洲市肱川町宇和川4332番 2 から 同町宇和川4370番地先まで	旧	10.0～18.5	0.124	
			新	14.0～47.2	0.124	
"	"	大洲市肱川町宇和川4469番 1	旧	10.0～14.0	0.037	
			新	11.0～14.0	0.037	

○愛媛県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市平野町野田611番 1	旧	メートル 16.0～19.0	キロメートル 0.018	
			新	16.0～26.6	0.018	

○愛媛県告示第864号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市平野町野田611番 1	平成23年 7月 1日

公 告

○公 告

平成22年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表について

社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長河崎広二から通知のあった平成22年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	682会員
加入戸数	884,739戸
共済委託契約金額	7,875,263,603千円
火災共済掛金	1,067,112千円
被災戸数	355戸
火災共済給付金	322,254千円

特定給付金	17,925千円
復興建築助成戸数	132戸
復興建築助成金	43,568千円
住宅災害見舞戸数	480戸
住宅災害見舞金	16,440千円
住宅防火施設整備補助会員数	168会員
住宅防火施設整備補助金	76,869千円

2 貸借対照表（平成23年 3月31日現在）

(1) 資産の部

① 流動資産	814,536千円
② 固定資産	
ア 特定資産	

(ア) 異常危険準備金資産	2,966,043千円
(イ) その他特定資産	1,788,408千円
イ その他固定資産	441,588千円
資産合計	6,010,575千円
(2) 負債の部	
① 流動負債	964,802千円
② 固定負債	3,073,819千円
負債合計	4,038,621千円
(3) 正味財産の部	
正味財産合計	1,971,954千円
負債及び正味財産合計	6,010,575千円

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 3月29日	NPO法人 活き生きふれ愛えひめ	村 瀬 瑞 親	松山市西石井3丁目4番7号	この法人は、地域住民に対して、まちづくりの推進事業、環境の保全を図る事業、子どもの健全育成を図る事業を行い、人々が支え合い活力に満ちたまちづくり推進に寄与することを目的とする。

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成23年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 開催の日時

平成23年 8月26日（金） 9時

2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県農林水産研究所 林業研究センター 展示研修施設 研修室

3 受講申込期限

平成23年 8月23日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年 2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年 7月 1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 省略			1 省略		
2 介護老人保健施設			2 介護老人保健施設		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
省略			省略		
介護老人保健施設あすなる	省略		介護老人保健施設あすなる	省略	
介護老人保健施設いまばり光生園	今治市室屋町三丁目	平成23年 7月 1日			
	2 - 10				

省略			省略		
3	省略		3	省略	

正 誤

○正 誤

平成23年 6月17日付け第2276号目次中

ページ	箇 所	誤	正
548	左欄 上から7行目	市営土地改良事業の施行の同意（2件）	削除

○正 誤

平成23年 6月17日付け第2276号愛媛県告示第792号（市営土地改良事業の施行の同意）

ページ	箇 所	誤	正
549		<p>○愛媛県告示第792号</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・睦月地区）の施行に平成23年5月11日同意した。</p> <p>平成23年 6月17日</p> <p>愛媛県中予地方局長 岡 本 靖</p>	<p>削除</p> <p>（平成21年 6月12日付け第2073号愛媛県告示第828号により掲載済み）</p>

○正 誤

平成23年 6月17日付け第2276号愛媛県告示第793号（市営土地改良事業の施行の同意）

ページ	箇 所	誤	正
549		<p>○愛媛県告示第793号</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・睦月地区）の施行に平成23年5月11日同意した。</p> <p>平成23年 6月17日</p> <p>愛媛県中予地方局長 岡 本 靖</p>	<p>削除</p> <p>（平成21年 6月12日付け第2073号愛媛県告示829号により掲載済み）</p>